

石垣市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画



令和 8 年 3 月

石垣市教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 3
2. 目標 . . . . . 4
3. 計画の期間 . . . . . 5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . 6
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 10

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

国において、教師を取り巻く環境整備が喫緊の課題となる中、沖縄県では、令和6年度から8年度までの三年間を集中取組期間として、新たな働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」の下、学校における働き方改革と教職員のメンタルヘルス対策の取組が一体的な推進が進められている。

このような中、本市においても「豊かな風土の中で誰もが自分らしく育つ いしがき」を基本理念とし、沖縄県の計画と連動して、教職員の長時間労働の是正やメンタルヘルス対策を含む労働安全衛生管理の充実等に取り組む必要があるため、本計画を策定し、実効性ある取組の推進を図るものである。

## (2) 本市の現状

- 本市では、令和3年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「石垣市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における学校事務職員等含む教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】（令和8年度末目標値との差）

	年平均	月45時間超の割合	月80時間超の割合
小学校	28.2時間 (1.8)	15.6% (▲5.6)	0.2% (▲0.2)
中学校	34.5時間 (▲4.5)	26.6% (▲13.6)	2.4% (▲2.4)

- 時間外在校等時間が月45時間を超える割合が、中学校においては、20%以上となっている。
- 時間外在校時間が月80時間超えとなった主な理由として、小学校においては、まず「授業準備」、次いで「事務・報告書作成」が挙げられている。中学校においては、「授業準備」、次いで「部活動指導」「事務・報告書作成」となっている。
- 学校・家庭・地域が連携・協働し、働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組を推進することによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目的・目標・成果指標

### (1) 目的

教職員一人一人が、良好な人間関係を築き、心身ともに健康で本来の職務に専念し、児童生徒と共に学び、成長しながら、専門性を十分に発揮して、「子供たちへのより良い教育」を行っていくことができる教育環境を整える。

☞ 児童生徒と教職員のウェルビーイングの向上

### (2) 目標

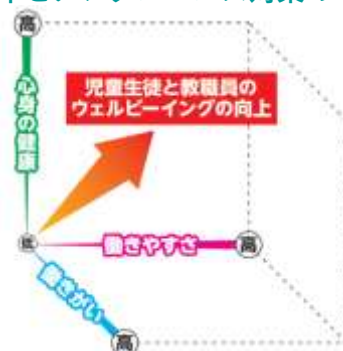
目的実現のための「3軸・6視点」の実感の向上

《教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できる環境整備》

表. 3軸・6視点

3軸	働きやすさ	働きがい	心身の健康
6視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同僚・管理職との良好な人間関係の構築</li> <li>○個人の裁量（ゆとり）ある時間の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒・保護者との信頼関係の構築</li> <li>○資質能力の向上や専門性の発揮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成</li> <li>○長時間勤務の改善</li> </ul>

働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組



### (3) 評価（成果指標）

「3軸・6視点」に基づいて、次の成果指標を設定し、毎年度、評価する。

- 成果指標1： 学校評価（教職員対象）の評価項目に、下記の「3軸・6視点」に関する5項目を位置づけ、肯定的回答の割合を成果指標とする。
- 成果指標2： 「3軸・6視点」に関する管理職アンケート調査を実施し、肯定的回答の割合を成果指標とする。
- 成果指標3： 客観的計測による在校等時間を集計し、教職員の長時間勤務者の人数と割合を成果指標とする。

「3軸・6視点」に関する5項目 ⇒（学校評価に設定）										
<ul style="list-style-type: none"> <li>○同僚・管理職との良好な人間関係の構築ができています。</li> <li>○個人の裁量（ゆとり）ある時間の確保ができています。</li> <li>○一人一人の児童生徒との信頼関係を深めることができています。</li> <li>○より専門性を発揮するための研修や教材研究等が充実している。</li> <li>○心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成ができています。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答選択肢（4件法）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 当てはまる</td> <td rowspan="2">肯定的回答 (AとB)</td> </tr> <tr> <td>B ある程度当てはまる</td> </tr> <tr> <td>C あまり当てはまらない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D 当てはまらない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	回答選択肢（4件法）		A 当てはまる	肯定的回答 (AとB)	B ある程度当てはまる	C あまり当てはまらない		D 当てはまらない	
回答選択肢（4件法）										
A 当てはまる	肯定的回答 (AとB)									
B ある程度当てはまる										
C あまり当てはまらない										
D 当てはまらない										

#### (4) 検証（成果指標の目標値）



- 成果指標 1、成果指標 2 の目標値（ワーク・ライフ・バランスに関する目標）  
全教職員の「3軸・6視点」の実感向上を目指して、令和 8 年度（2026 年度）末までに
  - ・ 肯定的回答の割合を 80%以上とする。
- 成果指標 3 の目標値（時間外在校等時間に関する目標）  
教職員の心身の健康を守るために、**全教職員が時間外在校等時間上限（月 45 時間、年 360 時間）以内での勤務を目指して**、令和 8 年度（2026 年度）末までに
  - ・ 時間外在校等時間が**月 80 時間を超える教職員をゼロとする。**
  - ・ 時間外在校等時間が**月 45 時間、年 360 時間を超える教職員の割合を小学校 10%、中学校 13%以下とする。**
  - ・ 令和 11 年度末までに、1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にすることを旨とする。

### 3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度までの 4 年間

※沖縄県教育委員会の実施計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」との整合性を図る観点から、令和 9 年度に中間見直しを行い、令和 10 年度から令和 11 年度の 2 年間における取組内容等を再検討する。

★「みんなの学校！ピースフル・プラン」の具体的な内容は下記を参照。

<p><b>「みんなの学校！ピースフル・プラン」（沖縄県公立学校における働き方改革推進計画）</b></p> <p>☞ 沖縄県教育委員会では、子供たちの未来を創る持続可能な学校を目指し、公立学校における働き方改革を推進する包括的な取組として、沖縄県公立学校における働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」を令和 6 年 3 月に策定。令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を取組集中期間として実施。</p> <p><a href="https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/027/590/2024peacefulplanwhole.pdf">https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/027/590/2024peacefulplanwhole.pdf</a></p>	 
--	---

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し 〈No.は県のピースリスト関連事項〉

#### イ 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 学校・家庭・地域が連携し、保護者や地域住民による登下校時の見守り体制を構築することで、教職員の業務負担軽減を図る。〈No. 44〉
- ・ 市立小・中学校における登下校に関する時間の見直しを推進する。〈No. 45〉

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における地域内の防犯・安全確保のための見回り等は、原則として警察の巡回活動や地域防犯ボランティア等の活動に委ねる。また当該時間帯に児童生徒の問題行動等を発見した際の連絡先は、警察へ通報するよう地域住民等の理解を求める。また、児童生徒が補導された際の対応については、保護者が第一義的な責任を負うべきものであるとの認識を家庭・地域と共有する。〈No.35〉

③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・令和5年度より実施している「学校給食費の公会計システム」を継続し、納付方法については引き続き口座振替を推進する。〈No.22〉
- ・学校徴収金について利便性の高いシステム等の導入について、先進地の事例について調査・研究を推進する。〈No.23〉

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）制度の導入を推進する。〈No.38〉
- ・学校におけるPTA活動の内容や役割分担等の見直しを推進する。〈No.43〉
- ・教職員の地域行事等への動員等の見直しを推進する。〈No.46〉

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・石垣市スクールロイヤー制度を活用し、専門的・法的知見に基づいた助言を迅速に受ける体制を構築する。学校と教育委員会が連携し、困難事案に対し客観的な対応方針を確立することで、学校・教職員の支援体制を強化し、健全な教育環境を維持する。〈No.13〉

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥ 調査・統計等への回答

- ・校務DXを推進し、業務の効率化を図る。〈No.26〉
- ・校務支援システムの機能等を効率的・効果的に運用する。〈No.21〉

⑦⑧ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ICT支援員の適正配置を継続する。〈No.5〉
- ・校務DXを推進し、業務の効率化を図る。〈No.26〉

⑨⑩⑫ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理、校舎の開錠・施錠、校内清掃

- ・本市の実情に応じた施設・設備の管理方法について調査・研究を進める。また、日常的な清掃・環境管理等について各学校で工夫して取組を行う。〈No.44〉 〈No.47〉

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・教員業務支援員や各種支援員等を適正に配置し、その運用を工夫する。〈No.1〉
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置を推進し、地域住民の支援を得ることなどの調査・研究を行う。〈No.38〉

⑬ 部活動

- ・「石垣市部活動及びスポーツ少年団の在り方に係る方針（石垣市部活動ガイドライン）」に沿った活動を確実に推進し、適切な休養日を設定する。〈No.49〉
- ・部活動指導員の配置を継続して実施する。〈No.50〉
- ・部活動の地域展開等に係る取組を推進する。〈No.37〉

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ⑭ 給食の時間における対応

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置を推進し、地域住民の支援を得ることなどの調査・研究を行う。〈No.38〉

### ⑮⑯ 授業準備、学習評価や成績処理

- ・教員業務支援員や ICT 支援員、各種支援員等の適正配置を継続する。〈No.1〉〈No.4〉〈No.5〉
- ・校務支援システムや、自動採点システム等 ICT を積極的に活用し、校務 DX を推進する。〈No.17〉〈No.21〉〈No.26〉
- ・各学校において年間を見通した教育課程を編成し、授業時数の適正化や柔軟な時間割編成をするなど工夫する。〈No.39〉〈No.48〉
- ・市の管理規則に基づき、春季休業を年度末の事務処理及び新年度の準備に充てることで、教職員の業務負担が特定時期に集中することを抑制する。〈No.29〉

### ⑰ 学校行事の準備・運営

- ・教員業務支援員や各種支援員等の等の適正配置を継続する。〈No.1〉〈No.4〉
- ・地域や学校の実情に合わせ、地域住民の協力を得ながら、学校行事を推進する。〈No.38〉〈No.40〉〈No.42〉〈No.44〉

### ⑱ 進路指導の準備

- ・校務支援システムの活用や、校務 DX 推進し、効果的な進路指導を展開する。〈No.20〉〈No.21〉〈No.26〉

### ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・特別支援教育支援員や各種支援員の適正配置を継続し、県と連携しながらスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を推進する。〈No.2〉〈No.4〉

## (2) 学校における措置の推進

### ○学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」（文部科学省）の各項目の検討 〈No.15〉
- ・校務 DX（校務支援システムの活用等）の推進 〈No.26〉
- ・通知表の見直し 〈No.27〉
- ・年間授業時数についての点検・見直し 〈No.39〉
- ・日常的な清掃・環境管理等の見直し 〈No.47〉
- ・年間を通した柔軟な時間割編成（日課表）の工夫 〈No.48〉

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

### ○教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・初任者は時間外在校時間が長くなる傾向にあることから、産業医面談を通じた予防や不調の早期発見・対応に繋げる。〈No.8〉
- ・労働安全衛生管理の充実を図るため、各学校へ取組みの支援を行う。〈No.9〉
- ・メンタルヘルス不調の予防に向けた取組として、ストレスチェック等を活用する。〈No.10〉

- ・県教育委員会の定めた「教職員メンタルヘルスの日」に合わせ、関連情報を発信する等周知啓発を図るとともに、教委職員の心身の健康を確保するための取組みを実施する。〈No.10〉
- ・休職者に対して産業医面談を実施し、復職に向けた支援、復職後のフォローアップを行う。〈No.11〉
- ・時間外在校等時間月 45 時間、月 80 時間、年間 3 6 0 時間以上の教職員の状況を把握し、長時間勤務の改善のため、複数月連続で月 80 時間を超える時間外勤務を行う教職員に対して、産業医による面談の勧奨を行う。〈No.14〉

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内小中学校における教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市教育委員会ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- 成果指標 1、成果指標 2（ワーク・ライフ・バランスに関する目標）の達成状況については、次の方法で把握する。
  - ・成果指標 1：各学校で実施した学校評価(教職員用)の集計結果を教育委員会へ報告
  - ・成果指標 2：県教育委員会が実施した「3軸6視点」に関する管理職アンケートを、市教育委員会がとりまとめて県教育委員会へ報告
- 成果指標 3（時間外在校等時間に関する目標）の達成状況については、次の方法で把握する。
  - ・勤務管理システムから各学校の時間外在校等時間のデータを集約する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

(資料)

○石垣市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則

令和2年12月25日

教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和47年沖縄県条例第97号。以下「特別措置条例」という。)第6条第3項の規定に基づき、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規の勤務時間 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。)第2条に規定する勤務時間をいう。
- (2) 教育職員 特別措置条例第2条第2項に規定する教育職員のうち、石垣市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管する学校に勤務する者をいう。
- (3) 在校等時間 特別措置条例第6条第3項の指針に規定する在校等時間をいう。
- (4) 所定の勤務時間 勤務時間条例第7条に規定する休日(同条例第7条の2に規定する代休日が指定された日を除く。)及び代休日以外の日における正規の勤務時間をいう。

(業務量の適切な管理等)

第3条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。